

# 定期積金

平成25年 1月 1日現在

商品名	スーパー積金
販売対象	・法人、個人
期間	・6か月以上5年以内
預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・毎月または数回にわたり掛金の払込みができます。 ・1,000円以上 ・1,000円単位
払戻方法	・満期日以降に一括して払戻します。
利息 (1) 適用金利 (2) 給付補填金の支払方法 (3) 計算方法	・固定金利 ・契約時に証書(通帳)に表示する約定年利回りを満期日まで適用します。 ・給付補填金は満期日以後に一括して支払います。 ・給付補填金は付利単位を1円として契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します。
税金	・個人のお客様の給付補填金には、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間、復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の源泉分離課税となります。(なお、マル優は利用できません。) ・法人のお客様は、総合課税となります。
手数料	—————
付加できる特約事項	・個人のお客様は「総合口座」の担保とすることができます。 (貸越利率は担保定期積金の約定利率に1.0%上乗せした利率) ・普通預金等からの自動振替による受入れができます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、次の①、②の中途解約利率により利息相当額を計算し、この積金の掛込残高とともに支払います。 ① 初回払込日から解約日までの期間が1年未満の場合 解約日の普通預金利率 ② 初回払込日から解約日までの期間が1年以上の場合 約定利回り×60%(ただし、解約日における普通預金利率を下限とする)
金利情報の入手方法	・金利(年利回り)は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
苦情処理措置・紛争解決措置	・苦情処理措置・紛争解決措置の概要については、別紙「当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要」をご覧ください。
その他参考となる事項	・払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間を繰延べるか、または約定年利回り(1年を365日とする日割計算)の割合による遅延利息をいただきます。 ・満期日以後の利息は解約日における普通預金利率により計算します。 ・預金保険制度の付保対象預金であり、元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。 (当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。)